

令和5年度 第3回富士見町上下水道審議会	
日 時	令和5年9月20日(水) 13:30 ~ 15:00
場 所	富士見町役場 4階全員協議会室
出席者	○富士見町上下水道審議会委員(10名) 出席 8人 欠席 2人 ○上下水道課(4名)
概 要	1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 富士見町水道料金及び下水道使用料の見直しについて(庶務経理係) 4 その他 5 閉会
会議資料	資料1 富士見町水道料金及び下水道使用料の見直しについて 資料2 補足資料

協議内容	発言者	発言の要旨等
1 開会		出席者8名 審議会条例により開催
2 あいさつ	課長	三井上下水道課長から挨拶を行った。
3 協議事項	会長	これより議事の進行を進めさせていただきます。 (1) 富士町水道料金および下水道使用料の見直しについて、事務局から説明をお願いします。
	事務局	資料「富士見町水道料金及び下水道使用料の見直しについて」に基づき「前回のまとめ」について説明
	会長	ただいま事務局説明のありました「前回のまとめ」について、ご意見、ご質問はございますか。
	委員	6ページの③逓増度の見直しについて、現行の1.33とあるが1.33倍なのか1.33%なのか。
	事務局	1.33倍です。
	委員	4、5ページについてですが、下水道使用料についていきなり改定は見送となっているのですが、見送った理由や、改めて改定を検討するという形の資料にできないか。
	事務局	補助金等の内容にも少し触れた資料に修正します。
	委員	下水道使用料の改定は、今の状態でどのぐらいのマイナスになったらとか、水道と同じような金額になりそうだったら改正をするとか、ある程度目安的な計画があるのか。

事務局	ストックマネジメント計画を令和 6 年をめどに策定をしようとしております。順調にいけば令和 6 年度末には完成いたしまして、完成の翌年度に、経営戦略（経営上の計画）を立て直して、その結果を受けて使用料改定が必要なのか判断をしていきたいと思っております。
委員	順調に進んでいけばいいんですが、下水道使用料の料金改定をしなきゃいけないかっていうことは、来年の（ストックマネジメントの結果を）平成 6 年末を見て令和 7 年の経営戦略の結果を見ないと、はっきりしないと。そういうことですね。
事務局	はい。そうです。
会長	他にございますか。（なし）では次の説明をお願いします。
事務局	資料「富士見町水道料金及び下水道使用料の見直しについて」に基づき「水道の料金体系見直し（案）」について説明
会長	ここまでで、ご意見、ご質問はございますか。
委員	11 ページの臨時用の基本料金、消火栓の一般地区が 18 万 7300 円というものですが、この消火栓の一般という扱いはどういうことなのか。
事務局	消火栓を利用して、臨時的に水を使用するような使用者です。
委員	一般の方で、消火栓を使って水を使いたい、そんな例はあるんですか。
事務局	農業関係で、消火栓から水を使いたいとか、例えば映画のロケで水を使いたいとかそういった場合です。
委員	はいわかりました。 臨時というのは、もうそういう特殊な事例ということですね。
事務局	消火栓を経由して、また水を使いたい水の量に合わせるよう小さい口径に落としていただいて、その小さいメーターで使っていただくような形でお願いしていくようになります。
委員	11 ページの件で稼働率 25%っていうイメージを抱くために、詳細をお願いします。
事務局	例えば、100 日間、メーター器を保有したとします。臨時メーターとして保有した場合に、実際に臨時メーターを使って、料金加算できる期間というのは、約 25%、25 日間でした。実際に料金としてはいただけてない期間が、75%となります。もらえない期間、未稼働率の部分については、少し割り増しをさせていただいて、しっかり 100 日分を臨時料金としていただこう。という部分で管理業務費用がこの金額になっています。
委員	4 分の 3 は全くメーターが動かなかったみたいなことですか。
事務局	そうですね。上下水道課が（メーター器を）持っているので、料金に

		は、ならないということです。
委員		この新しい料金体系の想定から行きますと、逓増度は下げる。下げるということは水道事業としては有利になるわけですね。
事務局		はい。その分、基本料金に転嫁されるようになります。
委員		ということは、水を使わない大口径の契約をされてる方は、びっくり仰天の料金体系になるのかな。
事務局		なります
委員		ということは、それに該当される方って、多分そんなにいらっしやらないと思うんですね。この該当される方の聞き取りの調査みたいなもの、可能でしょうか。
事務局		そうですね。この審議会を終了後、この料金体系でいきたいという旨をある程度の口径の大きい方たち 40 ミリ以上ですとか 30 ミリ以上ですとかそういった方たちについては、お話や通知といった方法でお知らせしようと思っております。 中でも 50 立米、例えば 50 ミリの口径を使っている人たちで、全く施設を利用してない方も、中にはいらっしやいます。確認をとりながら進めていきたいと思っておりますけれどもその中でも急激に変わっていくものですので、その中で口径を落としていただくですとか、そういったお話もさせていただきたいと思っております。 ただそれもすぐにはできないという意見があれば、また次の審議会の中で、緩和期間や経過措置というものを設けたりですとか、なにかできることはないか、そういった内容についても、検討していきたいと考えております。
委員		ここで議論するのは当然のことですけれども、その方たちが、例えば、この料金設定を審議会でせっかくしたのに、実際にやろうと思ったら、いらぬよってという話は、ない話だと思うので、十分考慮していただければということをおもいました。
事務局		分かりました。
委員		50 ミリの大口径を使用している、その環境を持つてる人たちどのような事業をやっていますか
事務局		そうですね、一番は保養所だと思います。 保健休養地の別荘地内にある保養所ですね。
委員		保養所には大きな口径があつて、これまでの内容の価格がかかってくつてことなんですね。
事務局		そうですね。なので、保養所についてもこのコロナで稼働を停止していたりですとか、そういった方たちもいらっしやいますし、個別でお話をさせていただきたいと思っております。

委員	この大口使用者に関してなんですけれども、一般の方の料金が上がるってことも思うんですけど、企業の皆さんに対して、あの料金が上がると、今後企業を富士見に誘致しようとするときに水をたくさん使用されるような企業さんが敬遠されるような利用料金はちょっとよくないなど、全体にとっての収入が減ってしまうと思うので、そのあたりは他の市町村と比べてこの料金体系に変えたときに、近隣と比べて富士見町が特別高く、あるということはないように、この逡増度は考えられているということですか。
事務局	例えばですね、基本料金ですと、50 ミリですと、一般地区であれば1万8880円ですけど例えば諏訪市は3万8000円。茅野市については1万6000円ぐらいです。75ミリですと岡谷市さんが一番高い。大口径100、150ミリについては、比較はできなかったんですけども、そこまで極端に上げるようなことは避けたつもりではいます。
委員	細かい数字というか、富士見町が企業に結果選ばれるようになるのかというところでちょっと気になっています。
事務局	本来であれば1㎡ごととかの表っていうのをご用意して、この後でもちょっと多少説明させていただきますが、例えばですね、16ページなんですけど、13ミリの使用量に応じた金額の表については作ってはありますが、6市町村分についてまた出していただければと思います。
委員	先ほどの質問に加えてね、大口の方は了承いただいているという、この126.7%を、もうご了解いただいたということですか。
事務局	まだこれからです。この審議会でこの料金体系で進んでいくことになったところで、説明をしていきたい。
委員	ある程度大口の方に打診をしたってということですか。
事務局	前回の審議会の段階で、一番大きな口径を使用している方には、一度料金改定を予定していますよというお話はさせていただきました。
委員	その辺も先に承諾してもらう方がこちらを進めやすいと思うんだけど。
事務局	担当者と話した内容では、要は、うちだけ優遇してもらおうと、困る、やはり地域とを一体で会社をやってるっていうとこの意識がすごい。特別な優遇はしないで欲しい。通常に上がるだけでももちろんちゃんと負担しますよ、というのが会社の方針らしいのでこちらが説明した中では、上がっていくぶんはこちらで負担します。ということでお話をいただいています。
委員	はい、ありがとうございます。大事なことです。
委員	9ページの比較表についての初歩的な質問になるかもしれませんが、ちょっと事情があったら教えてください。 現行の料金では、用途別で501㎡から値段が下がっている。見直し案

		の方はそういったことはないんですが、見直しでそれをしていない理由を、教えていただきたい。
事務局		大口使用者に対しては、少しでも優遇をしていきたいと思いますという方針のもと、大きく使用しているところの単価を下げ続けてきた。先般、お話をさせていただいた中で、同じように料金負担をしていきたいと思っているというようにお話をいただいておりますので、一般利用者と、差がないように、単価を下げた上で優遇するというような措置をやめたためこのような、下がるという料金体系を今回は作りませんでした。
委員		大口使用者への配慮というのは、当初、当時はその町の施策として、配慮した方がいいんじゃないかとしたのか、あるいはその業者の方からたくさん使うなら下げられるかと言われたのか、それはどっちなのでしょう。
事務局		工場が来る際に、新たな施設を投資する分に関しては寄付金というような形で相当な金額のお金をいただいておりますので町として配慮はあったと思います。 ここの中で説明させていただいたのは、その施設に関しても、ここでのいよいよ更新を迎える段階ですので、そちらについては、町の方で面倒見ていかなければいけないので、そういうことから、同じ費用負担で今後はやっていきたいという考えもあるのだろう。と思っています。
委員		9 ページの逡増のこの表を見ますと、(逡増度を下げた分は) 基本料金の増額によって手当ができる。利益の確保ができるっていうふうなそんな考え方でよろしいのでしょうか。
事務局		はい。
委員		大口径の方が当然少ないわけなんですけど、これはどのぐらい、13 ミリが一般家庭ですよ、口径 13 ミリが何%ぐらいですか。
事務局		5 年間の調定件数が 195,390 件、実際に料金を請求した件数になります。5 年分を 1 年 6 回でわりかえした数字が、件数になります。ですので、13 ミリですけども、約 6500 件。というような計算になります。
委員		先ほど第 6 水源が、こちらの方(一般地区)はあるのでというふうな説明があったので、だから逡増率を保養地については低く抑えるということか。
事務局		料金回収率という部分でいきますと、16 ページをご覧くださいますと、現行料金と見直し案や、その改定率っていうものを示した表になるんですが、一般地区、例えば 13 mm で一番わかりやすいところで行きますと、0 立米使用した基本料金が一般地区については現行が 2400

		<p>円、見直し案ですと 2960 円。差額 560 円改定率 123.3%。一方、保健休養地地区につきましては、現行が 3500 円、見直し案は 3500 円です。変わらないというような形になります。</p> <p>第 6 水源につきましては費用は基本的に全部、一般地区で利用されるものですので、一般地区の方に全ての経費の方が、加味されていて、保健休養地地区については加味されてないのでこういった現象となっています。</p>
	委員	<p>元々の考え方はそういう考えでよろしいのでしょうか。例えば、どこで使おうと、全町民で公平にっていう、公平にその離れてるからってその公平性はないんですけれども、その水面の、例えば向こうの方で何か工事があった場合にはそういう同じようなことが、そうですね考え方でやるということですか。</p>
	事務局	<p>今はこの地区によって料金の方を変えて差をつけているんですけれども、今回は第 6 水源がたまたま今回ありました。今後、八ヶ岳地区で例えば改良工事がどんどん進みますっていうことになれば、こちらについては料金がどんどん上がっていくような状況にはなるかと思えます。</p>
	委員	<p>今回上がる対象第 6 水源のところ、つまり保健休養地以外のところは全部一律上がるわけですね。全て、第 6 水源に関連しているということですか。</p>
	事務局	<p>改定の全てではないんですけれども、富士見町を二つの地区というようなグループに分けて経費計算をしているので、こういう現象（一般地区の改定率が大きい）となります。</p>
	委員	<p>その二つに大きく分けて、改定ということですずっとやってきてるということでもいいですもんね。</p>
	事務局	<p>はい。</p>
	委員	<p>現行の料金表があるんですけれども、0 から 20 立米までが 2600、これ 2 ヶ月でなんですけれども、こちらの方の資料だと、11 立米とかで 1 段階あるんですけれども、現行の請求書だと使用水量が 0 から 20 になっているんですけれども、資料の現行だと 0 から 10 に見えるんですけれども。</p>
	事務局	<p>資料は 1 ヶ月表記、請求書は 2 ヶ月表記になっていることを説明。</p> <p>皆さんに今後お知らせしていく中では、請求は 2 か月ごととなるので、なじみのある 2 か月の料金表で、周知はしたいと思えます。</p>
	会長	<p>他にございますか。（なし）では次の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>資料「富士見町水道料金及び下水道使用料の見直しについて」に基づき「下水道使用料体系見直し（案）」について説明</p>
	会長	<p>ただいまの説明でご意見、ご質問はございますか。</p>

委員	上水道下水道の料金を算出するに、今までは上水道の量が下水道の量と同じになってその量の金額かかるという、というようなことを今までは聞いてましたが、これからはどういうふうに扱われますか。
事務局	これまでと変わらず、水道の使用量で金額がかかります。
委員	水道が上がったからって、下水道の方の値段も上がるっていうことではなくて、量は水道と同じだけれども、下水道の金額は変わらないってことでいいですかね。
事務局	はい。
会長	他にございますか。（なし） では引き続き説明をお願いいたします。
事務局	資料「富士見町水道料金及び下水道使用料の見直しについて」に基づき「まとめ」について説明
委員	今までも多分聞いたんじゃないかと私は思うんですけども、この事業費とか固定費、変動費っていうのは、かなり上がってるものなんですか、それとも前回から下がっているんですか。
事務局	建設物価全てが上がっている、上がってきています。
委員	相当な金額が上がってるってことですか。
事務局	そうですね。 動力費は実質的には150%とか160%上がってたんですけども、国の補償その辺が入って約120%ぐらいになっています。 確かそういった部分はすごい不安な要素でありまして、今回の料金改定の試算をしているのが、一応最新の令和4年度の数字を使って計算をしているんですけども、令和5年になり、発注段階でもかなり上がってきてるとか、そういった話も聞きますので、今後、どういうふうになっていくか見ていく必要があります。
委員	今さらですけども、そういう固定費とかそういうものが上がってきて、これからも先上がるんじゃないか。というものがあるんで、もう少し上げるということはあるんですか。
事務局	今回については、基本料金の口径別に変えるという部分もあって、大きな負担なところは本当に大きいです。ですから、そういったところがしっかりと、これで大丈夫ですよ、頑張ってくださいということになってくれれば、基本料金としていただける金額っていうのがある程度確保できますので、使用水量が減っていくことに対して、多少は水道事業全体として経営上（多少の負担増には）は強くはなっていくのかなと思っています。

委員	<p>ちょっと付随するんですけども、(審議会の)1回目に今言った今資材とか、物価の上昇がすごい状況の中で、価格の改定をするというふうなことで、ここで料金を改定した、また3年後に見直さなければいけないっていうことは、ちょっと考えてくださいということを提案した記憶があります。いずれにしても近隣の市町村、下諏訪は特別にしましてもね、あの近隣の市町村とのあんまりの格差があることっていうのはやっぱり町民に対して、非常に一番わかりやすい答えが出るということだというふうに思っておりますので、これ今後の我々の社会情勢がどうなるか、我々に与えるそういった負担がどんな状況になるのかちょっと先が見えない状況だと思うけれども、今まで長い間富士見町は、水道料金を上げてこなかったっていうそういう強い気持ちがあったかというふうに思いますので、今後、今年ここで改定したら、来年また見直さなきゃいけないっていうそういう状況にならないようなこと。内容を見させてもらって非常に事務局で丹念にいろいろ資料を集めたり、資料をまとめていただいているというふうに思っております。ちょっと感心したんだけど、すぐに金額が上がらないそういった部分と、近隣の市町村と照らし合わせた中で、町民が納得できる価格の改定を望みたいというふうに思います。</p>
事務局	<p>価格高騰は、まだいつ終わるっていうのがまだはっきりわからない状況ですので、ただ今現在の段階ではだいぶ落ち着いてくるのではないかとということで今回の試算をさせていただいております。言われたように3年後にまた、改正しなければいけないという事態になるかもしれないかもしれません。これからまず、まだ物価が上がるし使用料と電気代等が上がる、燃料代が上がるってなった場合にはまたそこでやはり考えていかなければいけないかと思っておりますので、現段階では今の時点での試算をさせていただいて、なるべく上げないような維持管理費の削減とか、固定費の削減ということを、施設統合して経費かからないようにということも計画をさせていただき、検討していただきたいと思っております。</p>
委員	<p>例えば万が一ですね、3年くらいの中にボンと資材高騰なんかがあった場合は、町費を導入するっていうふうな検討も視野に入れるということになりますでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね、それを今の段階でしていくのか。 当然負担を今皆さんに多く、26.7%全体的に上がると、それ以上の使用者もいるので、それを今の段階からやっていくのか、3年後って上がったときには、当然今のままでは、事業継続できないですから、それ以上に上げなければいけない。使用料プラスまた一般会計にお願いするとか、支援していただくとか、そういうことも検討していただかなければいけないかと思っております。</p>

委員	すごい単純なことを聞くだけでも、下諏訪さんの料金とすごい違いだよな、何がこんなに違うのか。
事務局	下諏訪さんは、基本的に大きな浄水場が一つで、大きいところは1ヶ所で、そこから下流に向かってこう流れていく。コンパクトにまとまっているんですね。
委員	配管等に経費がかからないってことですね。
事務局	はい。
委員	5ページのところで、下水道の使用料についてはそこまでの計画を策定した後で見直しをしますよということを謳っているんで、今回、維持したとしても、要は数年後、3年以内には、下水道に関しても見直しをします。これはもう決まりなんですよ。
事務局	そうですね、そこまでの計画ができた段階で、経営計画をもう1回直します。そのときに必要であれば、改定を行いたい。
委員	そこ(下水道使用料の改定)は明確に言った方がいいかなと思います。戦略というか政策という問題ですが、個人の意見としてそこは今回は維持するするけども、見直しをする予定だという謳った方がいいかなと思ってます。 それとこの資料というのは、ここ(審議会)限りなんでしょうか。それともこれをベースに例えば広報とかそういうところに何か掲載されていくんですか。
事務局	広報やHPに掲載しています。
委員	休止制度の導入は難しいっていう回答がありましたが、多くの自治体で導入されている休止制度の検討って、他のところで多く採用しているなど、影響が大きいのであれば、表記しておく方がいいのかなと思いましたね。 ホームページにもきちんと資料として掲載をされてるのは知っておりますので、そのところ見る方もいらっしゃるかと。
	これについては、先ほど、今の段階での判断をお話しさせていただいたんですけども、やはり経営に与える影響がものすごく大きいです。1回目の審議会ですかね。人工がどれだけ必要になるんだ。とご質問をいただいたと思います。 それについてもその後変わらないですけども、話をしていく中では、人が相当、検針ですとか料金精算ですとか、今ここで水道料金改定をしていく中で、皆さんに負担お願いしているにも関わらず、人を増やして経費を上げて、休止制度を設けて、給水収益を減らすっていうことが本当に妥当なのか、という部分もありますので今審議会のタイミングでは制度を設けずに、行きたいなど、考えています。

	委員	広報ふじみで第1回第2回の報告をされてると思うんですけど、それに対して住民の方から何かご意見とかは受けてらっしゃるのか。
	事務局	これがまだ実際にはないんです。
	委員	富士見だと審議会の様子は、QRコードで読み取れるようになってると思うんですけど、コメントを受け付けてますみたいなことを書かれて、もうちょっと住民の方が意見を出しやすいような広報ふじみの記載の仕方とかもありなのかなと思ったんですけど。
	事務局	参考にさせていただきます。
	会長	質問はございますか。
	各委員	(特になし)
	会長	以上をもちまして、協議事項については終わりにいたします。
	事務局	次回の審議会を令和5年11月22日13時30から開催。
7. その他		富士見町上下水道審議会を終了します。
8. 閉会		